

向日市立西ノ岡中学校部活動方針

平成31年4月1日

1 はじめに

部活動の適正化を図り、より一層充実・発展することを目的として、「京都府部活動指導指針」並びに「向日市部活動指導方針」を踏まえ、部活動指導の基本的な事項や留意点等をまとめた「向日市立西ノ岡中学校部活動方針」を策定し、この方針に従い部活動を進めていくこととする。

2 部活動のねらい

- ア 生徒の資質・能力や個性を伸ばし、心身の調和のとれた発達を図り、豊かな人格形成の場とする。
- イ 生徒の興味・関心を元に、自ら考え行動できる集団としての力量を高める。
- ウ スポーツや文化の担い手としての基礎的な知識や技能を高める。

3 練習時間・休養日の設定

ア 練習時間

- 合理的でかつ効率的・効果的な練習を行い、長くとも平日は2時間程度（朝練習を含む。）、土・日曜日及び祝日に実施する場合は3時間程度とする。
- 長期休業中の練習については、土・日曜日及び祝日に実施する場合に準ずる。（準備、片付け等は、練習時間に含めないが、あまり長時間にならないようにする。）

イ 休養日

- 週当たり土・日曜日を含む2日以上設定する。
- 大会及び発表会等への参加などで土・日曜日の両日とも活動した場合は、他の曜日で設定し、週2日間確保する。

ウ その他

- 練習時間・休養日の設定については、生徒の心身の状態を的確に把握し設定することが重要であり、種目特性や練習内容、大会や発表会等の予定を考慮しながら設定する。
- 長期休業中の休養日については、学期中に準じた扱いをするとともに、ある程度長期のまとまった休養日を設け、生徒に十分な休養を与える。
- 公式戦等については、大会要項に従う。
- 練習試合等については、基本半日程度に収まるようにする。ただし、活動場所が遠方、演奏会等の時間設定上止むを得ないと学校長が認める場合は学校長が認める時間とする。
- 選抜チームの練習（協会、連盟等主催）については、保護者の了解のもと、個人参加とし、学校の部活動の練習時間には含めない。（ただし、疲労等も考慮し、個別に別日に休養させる等の配慮はする。）
- その他、特別な事情がある場合については、学校長が総合的に判断する。

4 部活動方針及び活動計画（年間・月間）の作成

- 部活動の活動方針及び活動計画において、部活動運営の理念や目的、目標を示した上で、練習や試合、発表会、イベント等の活動計画について、年間・月間の計画表を作成する。
- 活動計画については、生徒が学習をはじめとする学校での活動と家庭での生活がバランスよく行えるよう、年間を通して、1年間を試合期、充実期、休息期等に分けてプログラムを計画的に立てるとともに、参加する大会や発表会等を精選する。
- 練習や大会参加等の計画的なスケジュールを設定・管理をするために、活動方針・活動計画は、必ず校長による事前の承認を受ける。

5 家庭等との連携

- 各部活動における指導方針や年間（月間）指導計画等を明確にし、入部時や保護者会等で生徒や保護者に説明する。
- 保護者会等を実施するなど、学校からの様々な情報提供や保護者のニーズを把握し、互いに情報共有をすることにより、部活動の運営や指導の改善、生徒の状況把握等に努める。
- 地域等の各種関係団体や組織への情報発信を積極的に行う。

6 その他

- その他、詳細については、別に定める「内規」のとおりとする。